

## <資料 1>

平成31年2月13日  
定例記者会見資料

### ブロック塀等改善補助金制度の拡充について

平成30年12月20日「東京都ブロック塀等安全対策促進事業」の制定を受け、本市における一層のブロック塀の撤去・改善を推進するため、武蔵野市ブロック塀等改善補助金を以下のとおり変更し、制度の拡充を図ります。

#### ■制度変更の内容

- (1) 撤去工事のみでもブロック塀等改善補助金制度の対象とする。
- (2) 1m当たりの補助金額の増額
- (3) 補助金額の上限の増額

\*平成30年12月20日以降に市が交付決定をした案件から開始し、平成34(2022)年度末まで実施する。



(変更前)		(変更後)	
工事種別	補助金額		補助金額
撤去工事のみ	対象外		8000円/m 上限64万円
改修工事(撤去+新設)	6000円/m 上限48万円		1万6000円/m 上限128万円
補強工事	6000円/m 上限24万円		8000円/m 上限32万円

※対処となるブロック塀は、次の①～③の要件を満たす塀である。

- ①接道していること、②高さ1.2m以上、③市が危険と判断した塀など

#### その他

- ・平成31年度も引き続き実施するとともに、制度の周知のためのチラシを作成し、全戸配布を行う。(予算の概要30頁)